

# 社会福祉法人 みよし会

## 報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この規程は、定款第八条・第二一条に基づき、以下の通り評議員・役員・その他委員等の報酬等の支給の基準を定める。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程でいうその他委員等とは、苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員会委員及び理事長より議案説明を任された施設職員をいう。

### (評議員の報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

第4条 評議員が施設の行事等に観察のため出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

### (役員の報酬等)

第5条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

第6条 理事長その他役員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

第7条 監事が監査会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

第8条 役員が施設の行事等に観察のため出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 施設の職員を兼務する者はこの限りでない。

### (その他委員等の報酬等)

第9条 苦情対応第三者委員及び理事長より議案説明を任された施設職員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

第10条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

第11条 苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員が施設の行事等に観察のため出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 施設の職員を兼務する者はこの限りでない。

(改正)

第 1 2 条 この規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

(改廃)

第 1 3 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

#### 附 則

この細則は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 2 1 号）第 2 条関係附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、評議員の選任に係る定款変更の認可があった日（平成 2 9 年 1 月 1 1 日）から施行する。

別表 1 一人あたりの日額報酬等の支給の基準

	会 報 酬 等	施設行事等観察報酬等
評議員	壹万円（源泉所得税抜き）	五千元（源泉所得税抜き）
役員	壹万円（源泉所得税抜き）	五千元（源泉所得税抜き）
その他委員等	壹万円（源泉所得税抜き）	五千元（源泉所得税抜き）